

伊丹市

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用途	特定建築物	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	A (注2) > 200 m ²	3年ごと 令和8年 6月～12月
2 観覧場(注6)、公会堂又は集会場	A (注2) > 200 m ²	
3 病院、診療所(注7)又は児童福祉施設等	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m ² 又は A ₀ (注3) ≥ 300 m ²	
4 ホテル又は旅館	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m ² 又は A ₂ (注5) ≥ 300 m ²	3年ごと 令和9年 6月～12月
5 下宿、共同住宅又は寄宿舍	A (注2) > 200 m ² かつ A (注2) > 100 m ² (Aは6F以上)	
共同住宅又は寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る)	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A ₂ (注5) ≥ 300 m ²	
6 学校	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m ²	3年ごと 令和10年 6月～12月
7 体育館、博物館、美術館、図書館、 ボート場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m ² 又は A ₁ (注4) ≥ 2,000 m ² (学校に付属するものについては A > 2,000 m ²)	
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 500 m ² 又は A ₂ (注5) ≥ 500 m ²	
9 事務所その他これに類するもの	地階・F ≥ 3 (注9) 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 m ² を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・F \geq 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A₀ : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。
- (注4) A₁ : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注5) A₂ : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
二 助産所
三 盲導犬訓練施設
四 救護施設、更正施設
五 老人短期入所施設等
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
七 母子保健施設
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）
- (注9) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

※平成20年国土交通省告示第282号の令和7年7月1日の改正以後においても、調査・点検の項目等は従前（令和7年6月30日以前）通りです。

(2) 建築設備

用 途		建築設備 (注3)	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	A (注2) > 200 m ²	毎年 6月～12月
2	観覧場 (注4)、公会堂又は集会場	A (注2) > 200 m ²	
3	病院、診療所 (注5) 又は児童福祉施設等	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m ²	
5	博物館、美術館、図書館、ホールディング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m ²	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A (注2) > 500 m ²	
7	事務所その他これに類するもの	地階・F ≥ 3 (注6) 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m ² を超える建築物に限る】	
<p>(注1) 地階・F ≥ 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200 m²を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100 m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m²を超えるものをいう。</p> <p>(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>(注3) 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第21項の規定による。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p> <p>(注6) 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m²を超えるものをいう。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告時期
政令第16条第3項第2号に規定される防火設備（注1）	毎年 6月～12月
<p>（注1）防火設備：外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。また、常閉防火扉については、特定建築物において報告がなされている場合の検査等は省略可能。（平成20年国土交通省告示第282号第二の規定により伊丹市が各階の主要な常閉防火扉に係る(一)から(五)までの項目、方法及び結果の判定基準に相当する項目等を付加しているため）</p>	

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。